

令和 8 年 3 月 19 日

## 事務組合委託事業主 各位

東京労働保険医療協会  
労働保険事務組合

### 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の提出について（お願い）

平素より、当会労働保険事務組合の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も労働保険年度更新の時期がまいりました。今回の年度更新は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年を単位として、令和 7 年度の確定保険料の精算と令和 8 年度の概算保険料の申告・納付を行ないます。

年度更新は、同封の「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（以下「賃金等の報告」）に基づいて保険料を算出いたしますので、別紙記載要領を参考に記入し、下記の提出期限までにご提出のほどよろしくお願い申し上げます。

**提出期限：令和 8 年 4 月 17 日（金）**

※「賃金等の報告」事業主控えは、後日納入通知書と一緒に返送いたします。

#### 《お 願 い》

年度更新事務は例年 7 月中旬までに、保険料計算、納入通知書の作成、申告・納付を取りまとめて行ないますので提出期限については厳守願います。

（税理士、会計事務所等に作成を依頼される場合にも提出期限厳守）

〈お問い合わせ〉

東京労働保険医療協会 労働保険事務組合  
TEL 03 - 5577 - 2960 担当：岩崎

# 令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります)。
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。

## < 令和8年度の雇用保険料率 >

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	<b>5/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	5/1,000	3.5/1,000	<b>13.5/1,000</b>
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	<b>6/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	6/1,000	4.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

# 賃金等の報告記入例

項目 月別	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金								2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金							
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの者 <small>〔業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等〕</small>		(3) 臨時労働者 <small>〔パートタイマー、アルバイト等〕</small>		(4) 合計 <small>〔(1)+(2)+(3)〕</small>		(5) 被保険者 <small>〔雇用保険被保険者に支払った賃金を含むが、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く〕</small>		(6) 役員で被保険者扱いの者 <small>〔給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者等〕</small>		(7) 合計 <small>〔(5)+(6)〕</small>			
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	13	3,068,898	0	0	0	0	13	3,068,898	13	3,068,898	0	0	13	3,068,898		
5月	11	2,759,845	0	0	1	34,554	12	2,914,399	11	2,759,845	0	0	11	2,759,845		
6月	11	2,738,461	0	0	1	12,190	12	2,880,561	11	2,738,461	0	0	11	2,738,461		
7月	8	2,201,540	0	0	1	58,350	9	2,359,890	8	2,201,540	0	0	8	2,201,540		
8月	12	2,821,268	0	0	1	66,611	13	2,987,879	12	2,821,268	0	0	12	2,821,268		
9月	11	2,722,413	0	0	1	57,390	12	2,879,713	11	2,722,413	0	0	11	2,722,413		
10月	12	2,899,716	0	0	2	83,659	14	3,083,375	12	2,899,716	0	0	12	2,899,716		
11月	12	2,896,855	0	0	0	0	12	2,896,855	12	2,896,855	0	0	12	2,896,855		
12月	12	2,873,226	0	0	0	0	12	2,873,226	12	2,873,226	0	0	12	2,873,226		
1月	12	2,875,869	0	0	0	0	12	2,875,869	12	2,875,869	0	0	12	2,875,869		
2月	11	2,783,193	0	0	0	0	11	2,783,193	11	2,783,193	0	0	11	2,783,193		
3月	11	2,767,933	0	0	1	176,401	12	2,944,334	11	2,767,933	0	0	11	2,767,933		
賞与等	0	6,670,719	0	0	0	0	0	6,670,719	0	6,670,719	0	0	0	6,670,719		
合計		45,671,161	0	0	1	1,138,975	144	46,810,136		45,671,161	0	0	136	45,671,161		

毎月の支払賃金の人数・金額を正確に記載願います。特に、年度中途の入退者を把握し、賃金等の報告に正確に記載して下さい。

雇用保険に加入している労働者

パートタイマー、アルバイト  
雇用保険に加入していない

常用労働者 = (雇用保険)被保険者

1ヵ月平均使用労働者数には4月から3月までの人員の合計を記入。(賞与は含まない)

作成者氏名  
東京 太郎

AB欄には円単位までの合計金額  
DE欄には千円未満を切り捨てた金額を記入。

※8	
----	--

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数	12. 希望する基礎日額	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数	12. 希望する基礎日額
東京 太郎	25,000	12	25,000	東京 花子	10,000	12	10,000

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
¥25,000	¥27,375	¥10,000	¥10,950
¥24,000	¥26,280	¥9,000	¥9,855
¥22,000	¥24,090	¥8,000	¥8,760
¥20,000	¥21,900	¥7,000	¥7,665
¥18,000	¥19,710	¥6,000	¥6,570
¥16,000	¥17,520	¥5,000	¥5,475
¥14,000	¥15,330	¥4,000	¥4,380
¥12,000	¥13,140	¥3,500	¥3,831

- ・新たに特別加入を希望される場合は、加入者氏名、希望する給付基礎日額を記入
- ・給付基礎日額の変更を希望の場合は、右記日額表参考のうえ変更後の額を記入

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」作成に当たっての留意事項

労働者

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
法人の役員等	<p>㊦ 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その代償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱いいます。</p> <p>㊧ 法令又は定款の規定によっては業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって業務執行権を有する者と認められる者は「労働者」として取り扱いしません。</p> <p>㊨ 監査役及び監事は法令上使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、「労働者」として取り扱いいます。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>取締役が部長・工場長等の職にあつて従業員としての身分があり、給与支払の面からみても労働者の性格が強く雇用関係が明確な者は被保険者となります。ただし監査役、監事は除きます。</p>
同居の親族	<p>同居の親族は原則として労災保険上の「労働者」に該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものは労災保険上の「労働者」として取り扱いいます。</p> <p>㊦ 業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>㊧ 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に(i)始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び(ii)賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払いの時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと</p>
短時間就労者 (パート・タイマー)	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>次のいずれにも該当するもので、その者の労働時間、その他の労働条件が就業規則(就業規則の届出義務が課せられていない事業所にあつて、それに準ずる規定等)において明確に定められていると認められる場合は、被保険者となります。</p> <p>① 1週間の労働時間が20時間以上</p> <p>② 反復継続して就労する者(31日以上継続して雇用されることが見込まれる者)</p>
派遣労働者	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>登録型派遣労働者については、同一の派遣元において、次のいずれにも該当するものについては、被保険者となります。</p> <p>① 1週間の労働時間が20時間以上</p> <p>② 反復継続して派遣就業する者(31日以上継続して同一派遣元に雇用されることが見込まれる者等)</p>
アルバイト	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>反復継続して就労せず、その者の受ける賃金が家計の補助的なものは被保険者の対象となりません。</p>
労高年齢者	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>年齢に制限なく、雇用保険の適用対象になります。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。)ただし、64歳以上の高年齢労働者については、平成31年度までは雇用保険の保険料が免除されます。</p>

賃金総額

賃金とは、賃金、給与、手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものです。

また、現物給付については、原則として所定の現金給与の代わりに支給するもの、つまり、その支給によって現金給付が減額されるものや労働協約において支給が約束されているものは賃金となります。

このような現物給付でも、代金を徴収するものや福利厚生とみなされるものは原則として賃金とはなりません。なお、具体的な取扱いについては、次の事項を参照してください。

1. 算入するもの(例示)

支給金銭等の種類	内 容
基本給、固定給等基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者、パート、アルバイトに支払う賃金
超過勤務手当、深夜手当、休日手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払われる残業手当等
扶養手当、子供手当、家族手当等	労働者本人以外の者について支払われる手当
宿直・日直手当	
役職手当、管理職手当等	
地域手当	寒冷地手当、地方手当等
住宅手当	
教育手当	
単身赴任手当	
技能手当	
特殊作業手当	危険有害業務手当、臨時緊急業務手当等
奨励手当	精勤・皆勤手当等
物価手当	
調整手当	配置転換、初任給等の調整手当等
賞 与	夏季・年末などに支払うボーナス
通勤手当	非課税分も含む
定期券、回数券等	通勤のために支給される現物給与
休業手当	労働基準法第26条の規定に基づくもの
創立記念日等の祝金	恩恵的なものではなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合
チ ッ プ	奉仕料の配分として事業主から受けるもの
雇用保険料その他社会保険料	労働者の負担分を事業主が負担する場合
住居の利益	社宅等の貸与を行っている場合、貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合
いわゆる前払い退職金	労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に乗せするなど前払いされるもの

2. 算入しないもの(例示)

支給金銭等の種類	内 容
休業補償費	法定額を上回る差額分を含む
結婚祝金	就業規則、労働協約等に定めのあるとないとを問わない
死亡弔慰金	就業規則、労働協約等に定めのあるとないとを問わない
災害見舞金	就業規則、労働協約等に定めのあるとないとを問わない
解雇予告手当	労働基準法第20条の規定に基づくもの
年功慰労金	就業規則、労働協約等に定めのあるとないとを問わない
出張旅費・宿泊費等	実質弁償的なもの
制服	交通従業員の制服、工員の作業服等、業務上必要なもの
会社が全額負担する生命保険の掛金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
財産形成貯蓄のための事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するため、事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等
住居の利益	一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合
退職金	退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの